

本町職員の処分について

令和7年3月21日付けでお知らせした、福祉課で発生した不適切な事務処理について、担当していた職員及び当該職員を管理監督する職責にあった職員2名に対し、懲戒処分を行いました。

この度は、不適切な事務処理により町民の皆様や関係者に対し多大なるご迷惑をお掛けし、深くお詫び申し上げます。

今後このような事態を起こさぬよう、事務処理管理体制の強化など再発防止を図り、町民の皆様の信頼回復に全力で取り組んでまいります。

記

1. 事案概要

福祉課で担当する業務のうち、次の業務について不適切な事務処理があった。

① 特定障害者特別給付（補足給付）金額の算定誤り

当該給付制度の該当者のうち6人について、必要書類の確認不足等により給付額を誤ったもの。

② 障がい支援区分認定手続における事務処理の不履行について

障がい支援区分認定の手続において、認定調査や認定審査会を経ず、また、必要な事務決裁を得ることなく認定区分証を申請者のうち5人に発行していたもの。

2. 担当者の処分

- | | | |
|-------------|---------------|-------------|
| (1) 対象者及び内容 | 元福祉課 主事（30歳代） | 減給10分の1（2月） |
| (2) 処分年月日 | 令和7年9月19日 | |

3. 管理監督者の処分

- | | | |
|-------------|--------------|-------------|
| (1) 対象者及び内容 | 当時の担当課長 | 減給10分の1（1月） |
| | 当時の担当課長補佐兼係長 | 減給10分の1（1月） |
| (2) 処分年月日 | 令和7年9月19日 | |

令和7年9月22日
高畠町長 高梨 忠博